

バリアフリー化推進に関する支援制度活用時期について

令和3年4月
国土交通省総合政策局

基本構想策定段階

ハード整備段階

公共交通機関（補助事業）

都市鉄道整備事業

空港整備補助事業

地域公共交通確保維持改善事業

港湾機能高度化施設整備費補助

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

鉄道駅総合改善事業

など

社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金

バリアフリー環境整備促進事業

道路事業

港湾事業

河川事業

都市再生整備計画事業

住環境整備事業

都市公園・緑地等事業

地域住宅計画に基づく事業

など

公共施設・住宅建築物等（補助事業）

都市・地域交通戦略推進事業

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

既存建築物省エネ化推進事業

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

など

バリアフリー化推進に関する支援制度の紹介

I 公共交通機関

鉄道駅を始めとした公共交通機関のバリアフリー化施設整備を支援する。

モード	事業名（詳細は別紙参照）
鉄道	地域公共交通確保維持改善事業 都市鉄道整備事業 鉄道駅総合改善事業 鉄道施設総合安全対策事業費補助 公共交通利用環境の革新等事業 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
自動車（バス・タクシー）	地域公共交通確保維持改善事業 公共交通利用環境の革新等事業 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
旅客船・旅客船ターミナル	地域公共交通確保維持改善事業 港湾機能高度化施設整備費補助 公共交通利用環境の革新等事業 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
空港	地域公共交通確保維持改善事業 空港整備補助事業 公共交通利用環境の革新等事業 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

II 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金

<別紙参照（一部）>

地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業の他、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。

【道路事業、港湾事業、河川事業、海岸事業、市街地整備事業、都市公園・緑地等事業、
地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業】

1. 都市交通の円滑化の推進 <別紙参照>

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図ると共に、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生を推進する。

2. 公共交通の整備の推進

道路交通の円滑化を図るため、バスの走行空間の整備等を行い、高齢者等、自動車を運転できない交通弱者の移動手段として有効な都市内の公共交通機関の利用促進を図る。

3. 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進 <別紙参照>

新規に整備する公営住宅について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公的賃貸住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業を実施する。

高齢者住まい法の改正（平成23年4月28日公布、10月20日施行）により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人等に直接支援を行う。

低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等の改修に対して支援を行う。

4. 建築物ストックのバリアフリー改修等の推進 <別紙参照>

建築物ストックの総合的な質の向上を図るため、建築物（非住宅）の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修について、国が直接支援を行う。